

令和8年度第1回 特定最低賃金合同専門部会 議事要旨

1 開催日時、場所

日時 令和8年8月27日（木） 午後2時00分～午後3時00分

場所 あわぎんホール5F 小ホール （徳島市藍場町2丁目14番地）

2 出席者

（公益委員） 竹原委員 段野委員 撫養委員 米澤委員

（労側委員） 木戸委員 辻委員 徳永委員 三木委員 矢藤委員 横井委員

（使側委員） 天野委員 鴻池委員 五島委員 渡辺委員

3 議事要旨

- （1）部会長が選任されるまでの間、徳島地方最低賃金審議会会長が会進行役を代行し、各専門部会委員の紹介が行われた後、一般機械等製造業最低賃金専門部会の部会長に撫養委員、部会長代理に米澤委員が、電気機械等製造業最低賃金専門部会の部会長に稲倉委員、部会長代理に段野委員が、それぞれの専門部会委員より承認された。
- （2）特定最低賃金改正の必要性審議に関する説明が事務局より行われた後、一般機械等製造業最低賃金専門部会、電気機械等製造業最低賃金専門部会の順で審議が行われることとなった。
- （3）一般機械等製造業最低賃金専門部会における特定最低賃金改正の必要性に関して以下のとおり意見が述べられる。

労側委員

- 徳島の地域別最低賃金が57円引き上げられ、1,103円となり、賃金水準が上がる中で、機械産業の特定最低賃金については、一定の技能や経験、専門性を評価して人材の確保や定着につなげるという非常に重要な役割を果たしていることから、今年度も改正の必要性ありとする旨の意見が述べられる。

使側委員

- 製造業関係においてはトランプ関税から始まり、不安定な中東情勢による原材料価格の高騰などにより厳しい状態にあるが、労働者の生活も物価の上昇により厳し

い状態になっていることは理解できることから、徳島の実情に沿った金額改正は必要であるとする旨の意見が述べられる。

- (4) 労使委員共に改正の必要があるとの意見で一致し、公益委員も追認したことにより一般機械等製造業最低賃金専門部会として、全会一致で改正の必要性ありとした内容の答申文を取りまとめ答申することが承認された。
- (5) 引き続いて、審議された電気機械等製造業最低賃金専門部会における特定最低賃金改正の必要性に関して以下のとおり意見が述べられる。

労側委員

- 地域別最低賃金が57円引き上げられ、現在の電気産業の特定最賃との差がわずか2円となり、電気産業の最低賃金の存在意義を失いかねない事態になっている。

産業の実態に見合った特定最低賃金の役割を再評価できるように、また、基幹産業として将来にわたり持続的に発展し、人材を引きつけ続けるためにも特定最低賃金の改正の必要性ありとする旨の意見が述べられる。

使側委員

- 電子部品製造業だけでなく、様々な産業において経営環境は本当に厳しい状況にあるということを、まずは労側の皆様に理解していただいた上で、（金額改正の）審議を重ねていきたい旨の意見が述べられる。
- (6) 労使委員共に改正の必要があるとの意見で一致し、公益委員も追認したことにより電気機械等製造業最低賃金専門部会として、全会一致で改正の必要性ありとした内容の答申文を取りまとめ答申することが承認された。
- (7) 今後、各専門部会の開催日程調整が行われ、以下のとおり決定した。

○一般機械等製造業最低賃金専門部会

第2回専門部会 10月1日 13:30から
第3回専門部会 10月5日 13:30から
予備日 10月19日 10:00から

○電気機械等製造業最低賃金専門部会

第2回専門部会 10月2日 13:30から
第3回専門部会 10月13日 13:30から
予備日 10月21日 13:30から

(8) 事務局より実地視察に関する伝達事項が伝えられた後、労働基準部長より答申を取りまとめていただいた各専門部会に対してお礼の言葉が述べられる。

以上